

第3期中期目標期間業務実績に係る 自己評価書

平成30年6月22日

独立行政法人農畜産業振興機構

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	1 事業費の削減効率化		

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附帯事務費)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	3,398百万円 (平成24年度業務経費(附帯事務費))	平成24年度比で1.1%の抑制	平成24年度比で2%の抑制(対前年度比平均1%の抑制)	平成24年度比で3%の抑制(対前年度比平均1%の抑制)	対前年度比平均1%の抑制	対前年度比平均1%の抑制	
業務経費(当年度予算額)	—	—	3,177百万円	3,155百万円	3,055百万円	3,014百万円	3,055百万円	
対前年度平均縮減率	—	—	6.5%	3.6%	3.5%	2.9%	2.1%	
達成度合	—	—	591%	360%	346%	293%	207%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
第1 中期目標の期間 機構の中期目標期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。 第2 業務運営の効率化に関する事項 1 事業費の削減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業費の削減	(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目) ◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 事業費の削減			評定 B	
					<評定に至った理由> 項目別の評定(中項目(評価指標の「○」を付したものは、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの(小項目(評価指標の「◇」を付したものは、各事業年度の評定を点数化して行う	

減・効率化	減・効率化	削減・効率化			<p>(以下同じ)。事業費の削減・効率化については、点数化した数値の割合が基準となる数値※1の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。</p> <p>※1 基準となる数値:中項目に含まれる小項目の実績評価の回数に2を乗じて得た数。以下同じ。</p> <p>※2 平成25年度の評価にあつてはaが標準、平成26年度以降の評価にあつてはbが標準であることから、平成25年度のa及びbは、それぞれb及びcに置き換えて計算。以下同じ。</p> <p>小項目の数:1 小項目の実績評価の回数:4 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計8点(8/8=100%)</p> <p>・業務経費(附帯事務費)については、毎年度平均で対前年度比1%の抑制を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、当該業務経費の削減実績は、これらの対策を除くものである。</p>									
<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費(附帯事務費)については、毎年度平均で少なくとも対前年度</p>	<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費(附帯事務費)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を</p>	<p>業務経費の対前年度比の削減率</p> <p>毎年度平均で対前年度比1%削減する。</p> <p>b:達成度合は、100%以上であった</p> <p>c:達成度合は、70%以上100%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>業務経費(附帯事務費)の予算額(経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行い、計画通り実施し</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>毎年度平均で対前年度比1%を上回る削減を行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

<p>比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>d：達成度は、70%未満であった。</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。</p>	<p>た。</p>			
--	---	---	-----------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1)経費の削減 (2)給与水準の適正化 (3)随意契約の見直しに向けた計画的取組		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(人件費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	646百万円 (平成24年度一般管理費(人件費を除く))	平成24年度比で3.1%の抑制	平成24年度比で6%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	平成24年度比で9%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	対前年度比平均3%の抑制	対前年度比平均3%の抑制	
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	—	626百万円	607百万円	589百万円	571百万円	554百万円	
対前年度平均縮減率	—	—	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%	3.0%	
達成度合	—	—	103%	102%	101%	101%	101%	
職員の給与水準の対国家公務員指数(目標)	国家公務員と同程度	—	100	100	100	100	100	
職員の給与水準の対国家公務員指数(前年度実績・当年度公表分)	—	—	101.3	100.4	101.8	102.4	102.2	
達成度合	—	—	98.7%	99.6%	98.2%	97.7%	97.8%	
随意契約等審査委員会への諮問件数	競争性のある契約への移行	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	競争性のある契約に移行した契約件数については、27年度までは1事業単位で1件と計上(1事業で契約締結が複数のものも存在)していたが、28年度からは契約締結の件数を計上した。 ※()書きは、27年度以前と同様のカウント方法で計上した場合の件数。
競争性のある契約へ移行した契約件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
企画競争・公募を実施した件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価	
2 業務運営の効率化による経費の削減	2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 2 業務運営の効率化による経費の削減			評価 B		評価 B	
					<評価に至った理由> 業務運営の効率化による経費の削減については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。 小項目の数：7 小項目の実績評価の回数：28 評価bの小項目数：28×2点＝56点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 56点 (56/56=100%) ・一般管理費（人件費を除く）について、毎年度平均で対前年度比3%の削減が行われるとともに、検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減に十分取り組んでいる。 ・給与水準の適正化及び総人件費については、法人独自の取組である「新たな人事管理制度」の中で、昇給幅の抑制等を実施し、職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は毎年度、国家公務員と同程度となっている。 ・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、毎年度、「調達等合理化計画」（平成26年度までは「随意契約見直し計画」。）に基づく取組の実施のほか、随意契約等審査委員会による審査を通じて、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告や定期監事監査			

<p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>◇(1)経費の削減 ① 一般管理費の対前年度比の削減率 毎年度平均で対前年度比3%削減する。 b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行い、計画通り実施した。 ※ 平成26年度以降の砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当の加算等を除く。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度平均で対前年度比3%を上回る削減を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>における入札・契約のチェック、会計監査人から契約に関する評価を受けるなど、入札・契約の適正な実施についての監査に十分に取り組んでいる。</p>				
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度
25年度	26年度	27年度	28年度						
a	b	b	b						
<p>また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、地方事務所の業務運営に関する検討会議を開催し、当該年度における取組の確認を行い、検討結果を踏まえ、以下のとおり地方事務所の賃借料等の引下げに取り組んだ。 【地方事務所の賃借料の引下げ（税抜）】 25年度：672千円 26年度：648千円 27年度：86千円 この結果、いずれの地方事務所においても、賃借料については近隣の同規模物件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減の取組を進めており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>					
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度
25年度	26年度	27年度	28年度						
a	b	b	b						

<p>(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>◇(2) 給与水準の適正化 ① 職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>と比較しても適正水準となっていることを毎年度確認した。</p> <p><主要な業務実績> 給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が国家公務員と同程度となるよう取り組んだ。また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行うとともに、その検証結果等を公表した。 検証結果等を踏まえ、管理職の昇給幅を抑制してきたが、対国家公務員指数が平成26年度から2年連続で上昇したため、平成28年度においては、管理職の昇給を停止した。平成29年度は、昇給幅の抑制を行った。 なお、平成29年度の指数は102.1となる見込みである。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 給与水準について、毎年度、国家公務員と同程度とすることができたこと、その検証結果等をスケジュールどおりに公表していることから、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>											
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>				25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b
25年度	26年度	27年度	28年度												
a	b	b	b												
<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>② 政府方針を踏まえた適切な対応等 b：適切に対応した d：適切に対応しなかった</p>	<p><主要な業務実績> 総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、給与構造の見直し（本俸水準の引下げ）や人事評価制度の運用、管</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、計画どおりに総人件費の抑制に対する取組みを実施しており、中期計画通り実施した。</p>											
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>				25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b
25年度	26年度	27年度	28年度												
a	b	b	b												

<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していく</p>	<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>① 「調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子を調達等合理化計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>理職への昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を行う「新たな人事管理制度」を実施した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p> <p>毎年度、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表しており、中期計画通り実施した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
								25 年度	26 年度	27 年度	28 年度					
a	b	b	b													

<p>こととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>② 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>取組み状況は、「4. その他参考情報」に記載。</p> <p>また、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を毎年度開催し、契約状況の点検を受け、いずれも了承された。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、一般競争・企画競争・公募を実施したもののについて、機構掲示板及びホームページへ掲載するなど、契約の競争性と透明性の確保に努めており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
			25年度			26年度	27年度	28年度						
			a			b	b	b						
			<p><主要な業務実績> 競争性・透明性を確保するため、毎年度、一般競争・企画競争・公募を実施した全てにおいて、機構掲示板及びホームページに掲載したほか、契約監視委員会を開催し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の点検を受け、いずれも了承された。また、議事要旨を機構ホームページにおいて公表した。</p>			<p><評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、入札・契約の適切な実施については、毎年度、監事及び会計監査人から監査を受けており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、入札・契約の適切な実施については、毎年度、監事及び会計監査人から監査を受けており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度			27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度			27年度	28年度									
a	b			b	b									
<p>さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>			<p><評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、入札・契約の適切な実施については、毎年度、監事及び会計監査人から監査を受けており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

				た。	特になし		
--	--	--	--	----	------	--	--

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理部担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成 25～29 年度においては、システム関係 37 件、調査関係 21 件、印刷関係 5 件、書類廃棄等 2 件、その他 6 件あつた。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。

(一者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づき、公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組みを実施した。この結果、一者応札は平成 25 年度 16 件、平成 26 年度 13 件、平成 27 年度 25 件、平成 28 年度 33 件、平成 29 年度 33 件となつた。なお、一者応札の主な要因は、情報発信を強化するための輸入先国の動向に関する調査であり、機構が求めた調査内容の専門性が高かつたため、専門知識を持つ調査会社が限られたことなどによるものである。

(法人の長に対する報告)

毎年度、契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等についても、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けている。

(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」のうち、「その他」への対応)

- 1 法人間における業務実施の連携強化による共同調達や間接業務の共同実施については、業務システムの利用に関する研修会について、他法人との共同開催により使用機器の賃貸料等の縮減を図つた（平成 26 年度）。
- 2 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析、その結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善については、業務フローを踏まえた組織の見直し（経理部を 4 課体制から 2 課体制に変更、平成 25 年度）等により効率化に取り組んでいるほか、IT 技術支援等については、民間委託の活用を図っている。また、平成 29 年度には給与業務を対象に、業務フロー・コスト分析結果を踏まえ、勤務状況管理システムを導入し、職員の超過勤務を含む勤務時間をリアルタイムに把握するとともに、各種休暇等の届出をシステム化することで、事務の効率化を図っている。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成 25～29 年度に、会計検査院から指摘のあつた事項への対応は以下の通りであり、全て適切に処置を講じている。

《平成 25 年度》

畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金により実施した事業において、間接事業実施主体における経営改善計画の検討及び審査が十分に行われずに補助金が過大に交付されていたとされた件については、指摘金額について機構に返還させ、審査・指導を徹底した。

肉用牛肥育経営緊急支援事業（原発事故関連）における支援金相当額について、農家からの返還が速やかに行われるよう是正を図る必要があるとされた件については、平成 25 年 8 月から新たな方策を講じ、個々の農家の経営状況を踏まえた計画的な返還を促進している。

《平成 26 年度》

農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、指導事業の一環として肉用牛等を販売する場合は交付対象としないこととして改善を図る必要があるとされた件については、平成 27 年 4 月に対象事業の事業実施要綱を改正し、農業協同組合連合会等に係る事業対象者の要件を明確化した。

機構が保有している株式について、出資金の回収に関する具体的な判断基準を定めておらず、よつ葉乳業株式会社に対する出資金の回収について具体的な検討を行っていない事態は、改善の必要があるとされた件については、平成 26 年 8 月に出資金回収の判断基準を制定し、また、よつ葉乳業株式会社への出資金については、平成 29 年 3 月に回収している。

畜産業振興事業における費用対効果分析について、投資効率の算定に改善の必要があるとされた件については、平成 26 年 9 月に事業実施要綱を改正し、施設整備事業の費用対効果分析における総事業費の範囲等を明示するとともに、事業実施主体に対して周知徹底した。

《平成 27 年度》

情報システムの開発業務に係る請負契約について、予定価格の算定に当たり、経費の計上に改善の必要があるとされた件については、平成 27 年 8 月に各担当部に対して事務連絡を発して、情報システムの開発業務に係る請負契約の予定価格について統一的な算出方法を具体的に示すとともに、当該予定価格の算出に当たってはシステム調整課から助言を受けるなどして相互の連携を図るよう処置を講じた。

《平成 28 年度》

肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進事業）等において、事業実施主体等における事業に対する理解が十分でなかったこと等から補助金等が過大に交付されていたとされた件については、指摘金額について機構に返還させ、事業の適正実施を指導した。

また、酪農経営安定対策補完事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）において、出役活動に係る燃料費及び車両借上料について、実態に即して試算した単価と比較して事業実施主体が割高な単価により算定していた等の事態は適切ではなく、改善の必要があるとされた件については、事業実施要綱の改正等を行い、具体的な算定方法を定めて平成 28 年度事業から適用することとし、事業実施主体に周知、指導した。

《平成 29 年度》

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	3 業務執行の改善 (1) 業務全体の点検・評価 (2) 補助事業の審査・評価 (3) 内部統制機能の充実・強化 (4) 情報セキュリティ対策の向上 (5) 緊急時を含めた連絡体制の整備		

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務運営の点検・評価の実施回数(計画値)	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
業務運営の点検・評価の実施回数(実績値)	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数	計画的な内部監査の実施	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署	7部署	7部署	
内部監査を実施した被監査部署の数	—	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署	7部署	7部署	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価		
3 業務執行の改善 (1) 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その	3 業務執行の改善 (1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、	○ 3 業務執行の改善 ◇ (1) 業務全体の点検・評価			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B		
評価	B								
<評価に至った理由> 業務執行の改善については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。 小項目の数：15 小項目の実績評価の回数：54									

<p>結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。</p>	<p>外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>			<p>評価bの小項目数：53×2点＝106点 評価cの小項目数：1×1点＝1点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 107点（107/108＝99%）</p> <p>・理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。</p> <p>・また、外部有識者による業務実績に関する評価委員会を毎年度開催して、評価結果を業務運営に反映させるとともに、補助事業に関する外部有識者による第三者委員会を毎年度開催して事業の評価を行い、必要な業務の見直しを行っている。</p> <p>・内部統制の状況については、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から、毎年度、計画的に内部監査を実施しており、理事長によるマネジメントの下、適切に改善を図るなど、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。</p> <p>・また、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画が着実に実施されているほか、理事長のマネジメントにより、幹部会を原則として毎週開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知するなど、組織全体で内部統制の充実・強化に努めている。</p> <p>・個人情報の保護対策については、各種研修や個人情報保護管理担当者の自己点検等の取組を通じて、適正な取扱についての推進が図られている。</p> <p>・さらに、平成26年度の独法通則法の一部改正により、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に記載すること等が定められたことを受け、平成27年4月、機構の内部統制に関する基本方針を新たに定め、それらに対応する規程の制定又は一部改正を行い、役員</p>	
----------------------------------	---	--	--	---	--

		<p>① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）」を年度初めに策定し、四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて業務の進捗状況について自</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の的確な進行管理を行うとともに、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進行状況についての自己評価を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>会の設置・開催、内部統制の点検やリスク管理等を実施している。</p> <p><今後の課題> ・内部統制については、これまでの取組に加えて、平成 27 年度に施行された独立行政法人通則法の一部改正に基づき、内部統制に係る体制・規程等の整備が行われ、計画通りに実施されている。今後はその定着をさらに図るとともに、有効性の観点から随時見直しを図る必要がある。 ・情報セキュリティについては、マルウェア等の挙動を検知するソフトウェア等の導入、標的型メール訓練回数の増加、情報セキュリティ対策の点検などの取組を行っており、重大なインシデントは発生していない。しかし、機構は多数の個人情報を持していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。</p>									
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

			己評価を行い、その結果を取りまとめ、各部に共有した。				
		② 第三者機関による業務の点検・評価の実施 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、外部専門家・有識者からなる機構評価委員会を開催し、前年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、機構評価委員会を開催し、第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
		③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、機構評価委員会の終了後に議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	<評定と根拠> 評定 b 四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の確実な業務運営への反映に十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応	◇(2) 補助事業の審査・評価 ① 事業の達成状況等の自己評価 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であっ	<主要な業務実績> 毎年度、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、補助事業の的確な進行管理を行うとともに、各年度の補助事業の達成状況等についての自		各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b		

	じ業務の見直しを行う。	た d:取り組みは不十分であった		己評価に十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
		② 第三者機関による事業の審査・評価 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
		③ 必要に応じた業務の見直し b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、業務の見直しの必要性を検討し、その結果に応じて実施した。また、見直しの実施状況について、四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の業務運営への反映に十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行	(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期	◇(3)内部統制機能の充実・強化 ① 内部監査マ	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	

<p>い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>ニユアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画における被監査部署（テーマ別監査を含む。以下同じ。）の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>② コンプライアンス推進に向けた計画的取組 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>毎年度、内部監査年度計画に基づき、対象部署の所掌業務、公文書等の管理に関する法律に基づき法人文書の管理状況、調達等合理化計画等に基づく取組状況及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、コンプライアンスに関する従業員の理解と認識を深めるため、コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知及び適切な対応、研修の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」</p>	<p>評価 b 内部監査については、各年度の内部監査年度計画に基づいて、毎年度、計画通り実施しており、中期計画どおり実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、コンプライアンス推進計画に基づく取組を実施しており、中期計画どおり実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度																			
a	b	b	b																			
25年度	26年度	27年度	28年度																			
a	b	b	b																			

		<p>(各四半期初月の第3木曜日)における各種取組、情報の提供、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、毎年度、コンプライアンス委員会を開催し、当年度のコンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、翌年度のコンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>											
	<p>③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>幹部会(原則毎週)の開催やその内容のイントラネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通及び情報の共有化に十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度										
a	b	b	b										
	<p>④ 個人情報保護対策の推進</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であっ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省等)に職員を参加させると</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、研修・点検等を実施し、職員の保有する個人情報の適正な取扱いの重</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度										
a	b	b	b										

	た d:取り組みは不十分であった	ともに、当該研修会に参加した職員を講師に、採用職員等を対象とした「個人情報取扱研修」を開催した。 また、個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施するなど、個人情報の適正な取扱いについて、推進を図った。	要性を認識させるとともに、適切な保護対策等の習得に取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
	⑤ 理事長の意思決定の補佐 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 業務方法書を一部改正したことに伴い、平成27年度以降毎年度、中期計画の変更、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催し、審議を行った。	<評定と根拠> 評定 b 理事長の意思決定の補佐について、役員会の開催により、十分に組み組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 27年度 28年度 b b	
	⑥ 内部統制の推進 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 業務方法書を一部改正したことに伴い、平成27年度以降毎年度、内部統制委員会を開催し、内部統制の推進状況の点検及び検討等を行った。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、内部統制委員会を開催し、適切な内部統制の推進に向けた取組を実施しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 27年度 28年度 b b	
	⑦ リスク管理対策の推進	<主要な業務実績> 業務方法書を一部	<評定と根拠> 評定 b	各事業年度の評価結果	

	(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	改正したことに伴い、平成27年度以降、毎年度、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の実施状況の確認及び検討等を行った。	毎年度、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の適切かつ効果的な実施について十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	27年度 28年度 b b	
			◇(4) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成26年度当初外部からの不正アクセスがあったことを踏まえ、サイバー攻撃対策検討委員会を設置し、サイバー攻撃初期対応マニュアルの策定・周知を行うとともに、サイバー攻撃を未然に検知する機器の導入・外部専門家による監視業務等の対策を行った。 また、平成27年度の政府統一基準群の改訂や農林水産省のセキュリティ規則の全部改正を踏まえ、当機構のセキュリティ規程の全部改正を行うとともに、同規程に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（以下「対策推進計画」いう。）等の関連規程の新規制定等を行った。 平成29年度にお	<評定と根拠> 評定b 平成26年度当初に発生した不正アクセス（被害はなし）等を踏まえた改善の取組を着実に実施するとともに、政府統一基準群の改訂や農林水産省のセキュリティ規則の全部改正等を踏まえた規程改正、対策推進計画の策定・実施・評価等、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を十分に行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 b b b b	

			<p>いても、平成 28 年度に一部改正された政府統一基準群、農林水産省情報セキュリティ規則及び同規則の下位規程を踏まえ、機構情報セキュリティ規程及び同規程の下位規程の一部改正等を実施した。</p> <p>平成 27 年度以降は、対策推進計画に基づき、外部講師による情報セキュリティ研修、役職員による自己点検、外部専門家によるセキュリティ診断、情報システム台帳の整備等を実施し、これらの取組に対する自己評価及び監査等の結果を踏まえ、翌年度の対策推進計画の見直しを行った。</p> <p>また、政府のサイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）等の方針に基づき、情報セキュリティ対策の充実に努めた。</p>											
	<p>(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障</p>	<p>◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等) b:取り組みは十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行うとともに、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデート</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、機構内及び農林水産省担当部局との連絡体制を確認するとともに、ソフトウェアの脆弱性情報や情報セキュリティ上の課題等につ</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

	<p>害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>の実施状況等について、担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。</p> <p>また、セキュリティインシデントやシステム障害の発生時は、農林水産省へ速やかに連絡し状況を報告するとともに、その復旧等に向けた対策を実施した。</p> <p>この他、平成27年度には、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえ、農林水産省のセキュリティ点検シートによる点検を実施し、その結果を踏まえ、同年にファイル暗号化システムの導入、平成29年度にネットワークセグメントの分離方針の策定(平成30年度に実施)を行い、情報セキュリティ対策の改善等を図った。</p>	<p>いて担当部局との情報交換を積極的に行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
--	---	--	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	4 機能的で効率的な組織体制の整備 (1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し (2) 理事数についての検証等		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
4 機能的で効率的な組織体制の整備	4 機能的で効率的な組織体制の整備	○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備			評価 B <評価に至った理由> 機能的で効率的な組織体制の整備については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。 小項目の数：2 小項目の実績評価の回数：8 評価bの小項目数：8×2点＝16点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16点 (16/16=100%) ・機能的で効率的な組織体制の整備については、平成25年度に勘定横断的な会計事案が増えてきている経理部について、相互チェック体制の強化	

<p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>◇(1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 勘定横断的な会計事案が増えてきている経理部について、相互チェック体制の強化のための体制見直しを行い、平成 25 年 10 月に 4 課体制から 2 課体制（経理課、資金課）に変更した。 また、平成 29 年度から加工原料乳生産者補給金制度が見直され、当該制度と生乳・乳製品の需給及び乳製品売買業務との関連性がより高まることから、平成 28 年 10 月に当該制度の執行を主たる業務とする畜産経営対策部酪農経営課について、畜産需給部に移管する</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 必要に応じた組織体制の整備を図っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>のため、体制の見直しを行い、4 課体制から 2 課体制（経理課、資金課）に変更した。また、平成 29 年度からの加工原料乳生産者補給金制度の見直しに伴い、当該制度と生乳・乳製品の需給及び乳製品売買業務との関連性を考慮し、当該制度の執行を主たる業務とする畜産経営対策部酪農経営課を畜産需給部に移管する等、業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、機能的で効率的な組織体制の整備が図られている。 ・理事数については、毎年度、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証するとともに、各理事の職務の状況を取りまとめ、理事長に報告する等、適切な取組が実施されている。なお、これまで検証結果等を踏まえ、平成 29 年度に現行の理事の数が必要であるとの結論を得ている。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

			<p>とともに、生乳需給に係る業務が重みを増すことから、生乳課に名称変更を行った。</p> <p>さらに、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度からの加工原料乳生産者補給金制度の改正を踏まえ、組織規程を一部改正するとともに、当該業務を行う生乳課の増員に向けて、実施体制を整備した。</p>											
<p>また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。</p>	<p>また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。</p>	<p>◇(2) 理事数についての検証等（指標＝理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは結論を得る。）</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>理事数の検証については、毎年度、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。</p> <p>また、これまでの検証結果等を踏まえ、平成 29 年度に、現行の理事の数が必要であるとの結論を得た。</p> <p>なお、平成 29 年 8 月に農林水産省が公表した「独立行政法人農畜産業振興機構の業務・組織全般の見直し」においても、「検証の結果、現在の体制を維持する」ととされた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、理事の分掌、業務の実績等の検証に取り組むとともに、平成 29 年度に、最小限の理事の数について結論を得ており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	5 補助事業の効率化等 (1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業実施計画の整備件数	—	112件	112件	161件	50件	80件	93件	
事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112件	112件	161件	50件	80件	93件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%	90%	90%	90%	
事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	—	68%	71%	70%	95%	87%	82%	
達成度合	—	78%	79%	78%	106%	97%	91%	
新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)	—	8事業	12事業	13事業	4事業	4事業	5事業	
事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8事業	12事業	13事業	4事業	4事業	5事業	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	13,678件	4,671件	1,452件	1,162件	1,341件	1,202件	
目標業務日以内で承認及び交付決定の通	10業務日以内の承認及び交付決	13,677件	4,671件	1,451件	1,161件	1,341件	1,202件	

知を行った件数	定の通知							
達成度合	—	99.9%	100%	99.9%	99.9%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価	
5 補助事業の効率化等	5 補助事業の効率化等	○ 5 補助事業の効率化等			評価 B			
<p><評価に至った理由></p> <p>補助事業の効率化等については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の数：16 小項目の実績評価の回数：61 評価bの小項目数：58×2点＝116点 評価cの小項目数：3×1点＝3点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：3) 合計 119点 (119/122=98%)</p> <p>・補助事業の効率化等については、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における事業実施主体の選定に当たり、透明性の確保等の観点から、事業の公表後迅速に手続に着手し、毎年度、原則として公募を実施しており、事業の早期実施が図られたものと評価する。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。</p> <p>・毎年度、事業採択に当たり、業務執行規程に基づく審査を実施したほか、事業実施主体等に対する、事業説明会や巡回指導等を実施している。また、事業の「進行管理システム」を活用し、進行管理を徹底することにより事務処理の迅速化を図ることにより、定められた日数以内での交付決定の実施等の取組については、計画通りに適切に実施されている。</p>								

<p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として</p>	<p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によること</p>	<p>◇(1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 b:公募を実施した d:公募を実施しなかった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、当初予算に係る畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっては原則として公募を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における事業実施主体の選定に当たっては、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図るため、毎年度、</p>	<p>・平成 28 年熊本地震への緊急支援対策として実施した 3 事業の補助対象について、それぞれ「簡易牛舎（又は豚舎）の整備」、「施設の補改修に必要な資材の支給」に係る新たなコスト分析基準を設定しており、事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じ適切な評価手法を導入している。</p> <p>・費用対効果分析を実施している施設整備事業では、設置後 3 年又は 5 年を経過した施設について、事後評価を実施しており、効果が費用を上回った件数の割合は、平成 25 年度 71%、平成 26 年度 70%、平成 27 年度 95%、平成 28 年度 87% [目標値:90%以上]で、平成 25~28 年度の達成度は 85%と目標を下回ったが、サポートを充実したことで改善傾向にある。</p> <p><今後の課題></p> <p>・費用対効果分析を実施している施設整備事業では、設置後 3 年又は 5 年を経過した施設について、事後評価を実施している。効果が費用を上回った件数の割合は、平成 25 年度 71%、平成 26 年度 70%、平成 27 年度 95%、平成 28 年度 87% [目標値:90%以上]で、平成 25~28 年度の達成度は 85%と目標を下回っている。投資効率が 1 以下のものについては、事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標が達成できるよう指導しているが、この大半を占める肉用牛生産の新規参入等を支援する事業（平成 27 年度から国へ移管）については、特に、関係機関や事業実施主体等周囲のサポートが重要であることから、引き続き事業実施主体（農協等）等と連携して、支援体制の強化等に努める必要がある。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

<p>公募によることとする。</p> <p>(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。</p>	<p>とする。</p> <p>(2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。</p> <p>① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。</p> <p>② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>◇(2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p> <p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 b：評価基準を満たしているものを採択した d：評価基準を満たしているもの以外を採択した</p>	<p>このほか、必要に応じて追加で公募を行った。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、事業実施計画の承認の申請があった施設整備の全てについて、事前に事業実施主体と協議を行った。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回るが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。 【採択件数の推移】</p>	<p>原則として公募を実施しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b 施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、毎年度、事業実施主体との事前協議を行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>									
				<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度										
a	b	b	b										
				<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度										
a	b	b	b										

	<p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p>25年度:114件 26年度:158件 27年度:50件 28年度:80件 29年度:90件</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、採択した施設等について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施又は報告を受けた。この結果、事業費5千万円以上のもので重要な計画変更を行うものや工事の進捗が遅れるなど、現地調査を必要とするものはなかった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、毎年度、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
	<p>④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>④ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものについて利用状況を確認するとともに、施設の利用状況等が計画を下回るもの等について現地調査・指導を行った。 【現地調査・指導件数の推移】 25年度:18件 26年度:12件</p>	<p><評定と根拠> 評定b 現地調査を実施した新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、毎年度、現地調査を通じて、これらを当事者に周知するなどの取り組みを行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

	<p>また、3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。</p> <p>なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>27年度：13件 28年度：10件 29年度：7件</p> <p><主要な業務実績> 目標年を3年(肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)としている施設について、毎年度、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。</p> <p>その結果、平成25年度から平成29年度までの実績の合計で、30件(肉用牛生産の新規参入等を支援する事業28件、食肉流通施設等を整備する事業1件)については、投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率1超の割合は、77%であった(132件中102件)。</p> <p>投資効率が1以下のものについては、事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標が達成できるよう指導した。</p> <p>※肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成27年度から国へ移管。</p>	<p><評定と根拠> 評定c 毎年度、事後評価報告書による審査・確認を行い、その結果、投資効率が1以下となったものについては、全て改善策を提出させ、当初目標が達成できるよう指導した。達成度合は86%(77%/90%)となったためc評価とした。</p> <p>【投資効率が1以下となった事例数の推移】 25年度：16件/55件 26年度：9件/30件 27年度：1件/21件 28年度：2件/15件 29年度：2件/11件</p> <p><課題と対応> 投資効率が1以下の事例は平成28年度の1件及び平成29年度の1件を除き肉用牛生産の新規参入を支援する事業であり、その多くは新規参入者の飼養管理技術等が十分でないことが原因であった。</p> <p>このため、経営開始後3年目以降、投資効率の低い経営を</p>			<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>c</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	b	c	b	c			
25年度	26年度	27年度	28年度															
b	c	b	c															

<p>(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。 また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業</p>	<p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>◇(3)補助事業の適正、効率的な実施の確保 ① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認し</p>	<p>中心に行っていた現地調査・指導については、平成26年度以降、全てのものを対象とし、早期指導の観点から経営開始当初のものも対象とするとともに、必要に応じ複数回実施するなど事業実施主体等と連携して支援体制の強化等を行っている。 【現地調査・指導の対象】 25年度:18件(0件) 26年度:12件(6件) 27年度:13件(6件) 28年度:9件(3件) 29年度:7件(0件) ※括弧内は経営開始後2年目以内のもの</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 事業の審査を的確に実施するため、審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>
--	---	---	--	---	---	---

<p>の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>た。 （平成 25 年度） 畜産分野 1,048 件 野菜分野 41 件 （平成 26 年度） 畜産分野 951 件 野菜分野 40 件 （平成 27 年度） 畜産分野 655 件 野菜分野 41 件 （平成 28 年度） 畜産分野 726 件 野菜分野 36 件 （平成 29 年度） 畜産分野 668 件 野菜分野 34 件</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における新規事業・拡充事業の全てについて、事業実施主体等に対する事業説明会を実施するとともに、畜産業振興事業における継続事業についても同様の会議を実施した。 また、両事業に係る巡回指導、現地確認調査等を計画的に実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事業実施主体に対する指導の徹底を図るため、毎年度、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行っており、中期計画通り実施した。</p>	<p>各事業年度の評価結果 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 a b b b</p>	
	<p>③ 事業の進行管理システムに</p>	<p>③ 事業の進行管理システムに基づ</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p>	<p>各事業年度の評価結果</p>		

<p>より、事業の進行状況を把握する。</p>	<p>いた進行管理の実施 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>効率的な実施を確保するため、毎年度、事業の進行管理システムにより、執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。</p>	<p>毎年度、事業の進行管理システムにより、進行管理を的確に実施しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	
<p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p>	<p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、毎年度、実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	
<p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p>	<p>⑤ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。 b:達成度合は、90%以上であった c:達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は平成25年度から平成29年度までの実績の合計で、99.9%であった（総受理件数9,828件に</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	

	<p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p>	<p>50%以上 90%未満であった d：達成度は、50%未満であった</p> <p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 b：適切な評価手法を導入した d：評価手法を導入しなかった</p>	<p>対し、10 業務日以内に行った件数は 9,826 件)。</p> <p><主要な業務実績> コスト分析手法を適用する次の 6 事業の補助対象について、新たにコスト分析基準を設定した。(平成 25 年度) ①酪農生産基盤回復緊急支援事業:「簡易牛舎」及び「施設の改修に必要な資材の支給」(平成 26 年度) ② 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち養豚施設等総合整備事業:「クーリングパット」 ③ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業:「会場借料」等の経費(平成 28 年度) 平成 28 年熊本地震等への緊急支援対策として実施した下記の 3 事業について、それぞれ「簡易牛舎(又は豚舎)の整備」、「施設の補改修に必要な資材の支給」に係るコスト分析基準を設定。 ④ 肉用牛経営安定</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 新たに評価手法を導入すべき補助事業について、全て適切な評価手法を導入しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>—</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	—	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	—	b											

			<p>対策補完事業のうち 災害緊急支援対策事業</p> <p>⑤ 酪農経営支援総合対策事業のうち災害緊急支援対策事業</p> <p>⑥ 養豚経営安定対策補完事業のうち災害緊急支援</p>													
		<p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 新規参入円滑化事業に係る費用対効果分析の手法について、平成25年度に外部有識者を交えて改善の検討を行うとともに、翌年度に改善した新たな手法を適用して採択を実施した。</p> <p>なお、当該事業は平成27年度以降、国に移管されており、新規採択は行っていない。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 新規参入円滑化事業の採択時に適用する費用対効果分析手法について改善を行うなど、十分取り組んでおり、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b			
25年度	26年度	27年度	28年度													
a	b	b	b													
		<p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>⑧ 決算上の不用理由の分析 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 畜産業振興事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析するとともに、翌年度に開催する補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 毎年度、不用額の大きい事業について、その理由を分析しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b		
25年度	26年度	27年度	28年度													
a	b	b	b													
		<p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、事業実施要綱の制定・改正を</p>	<p><評価と根拠> 評価b 毎年度、事業実施</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度							
25年度	26年度	27年度	28年度													

	<p>成の在り方の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>通じて補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを実施し、事業実施期間の終了した基金の閉鎖等を行った。 また、「独立行政法人改革等に関する基本の方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、後年度負担が明確な基金について、当該基金を保有する法人が毎年度見直しを行うよう基金の管理に関する基準の改定等を行った。 さらに、「国庫補助金等により造成が行われた基金の執行状況に関する外部有識者ヒアリングの指摘に対する対応等について」(行政改革推進本部事務局事務連絡)に基づき実施した当該基金の再点検により、平成 27 年度以降発生する運用益について国庫納付することとした。</p>	<p>要綱の制定・改正を通じて、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>a b b b</p>	
<p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成</p>	<p>⑩ 基準等の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 補助金適正化法施行令の改正(平成 26 年 10 月)を受け、平成 27 年度に基金基準等に準じて定めた基準(以下「基金管</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 平成 27 年度に基金管理基準の改正を行うとともに、改正後の基金管理基準に基づき、当該年度以</p>	<p>各事業年度の評価結果 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 — — b b</p>	

	<p>18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>分であった(実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>理基準)を改正するとともに、当該年度以降、改正後の基金管理基準に基づいて見直しを実施し、その結果について公表した。</p> <p>なお、一部の基金については、不用額を返納させることとした。</p>	<p>降、基金の見直しを行っており、中期計画通り実施した。</p>		
--	--	-----------------------------	---	-----------------------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページでの周知等を通じて実施している。 2 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価
第4 財務内容の改善に関する事項	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組			評価 B <評価に至った理由> 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。 小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%） ・砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組については、法人は、毎年度交付金の交付業務を適正に実施するとともに、短期借入金の借入に当たり、一般競争入札の実施により借入利率のうち固定利率（スプレッド）が0%となったほか、借入期間を1週間以内とし、変動利率（日本円タイボー）を最も低く抑えることで、借入コストの削減を図っている（第4の関連箇所も参		

3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。 また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。	砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。 また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。	(指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<p><主要な業務実績> 毎年度、短期借入金の借入れに当たり、一般競争入札を実施し、翌年度の借入金融機関を決定した。この結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、各年度(平成26年度から平成30年度)において0%となった。 また、年末年始を除く全ての借入れの借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減を行った。 さらに、農林水産省独立行政法人評価有識者会議(平成26年度までは「農林水産省独立行政法人評価委員会」。以下同じ。)において、講じている措置に係る検証を行った。</p> <p>【固定利率の推移】 <26年度> 0% <27年度> 0% <28年度> 0% <29年度> 0% <30年度> 0%</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、短期借入のコストの削減を行うことが出来た。 また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の検証を行った。 これらのことから、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	照)。	
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	

4. その他参考情報 特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	7 長期借入れを行う場合の留意事項		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価	
第5 その他業務運営に関する重要事項					評定	-		
2 長期借入れを行う場合の留意事項	7 長期借入れを行う場合の留意事項	○7 長期借入れを行う場合の留意事項	<主要な業務実績> 長期借入れは行わなかった。	<評定と根拠> 評定-	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 - - - -			
独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第14条(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を)	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第14条第1項(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を)	長期借入金の極力有利な条件での借入 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)						

適用する場合を含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。					
---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1) 畜産関係業務		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
養豚補填金を交付した回数	—	12,579件	3,011件	—	—	—	—		予算額（千円）	140,853,730	170,714,493	145,542,974	145,645,038	151,155,846
目標業務日以内に交付した回数	21業務日以内の交付	12,579件	3,011件	—	—	—	—		決算額（千円）	132,797,550	102,106,089	75,027,299	71,212,330	54,755,903
達成度合	—	100%	100%	—	—	—	—		経常費用（千円）	177,551,096	103,744,675	75,029,229	196,819,183	55,549,734
									経常利益（千円）	△69,071,951	△8,124,020	△12,569,128	△137,366,055	△5,974,775
									当期総利益（千円）	0	0	△29	△25	31
									従事人員数	57.9	57.9	53.6	53.6	54.0

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当される。なお、当期総利益は、リース債務とこれに係る減価償却費の差である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 経営安定	1 経営安定対	○1 経営安定			評価	B

<p>対策</p> <p>(1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛経営</p>	<p>策</p> <p>(1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を</p>	<p>対策</p> <p>(1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ◇ア 肉用牛対策 (ア) 肉用牛肥育</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	<p>経営安定対策については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の数：21 小項目の実績評価の回数：79 評価bの小項目数：79×2点＝158点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：5) 合計 158点 (158/158=100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、いずれの業務も迅速かつ適切に実施されている。 ・野菜の経営安定対策については、生産者補給交付金等の迅速な交付を行っている。また、契約野菜収入確保モデル事業の普及を図った他、事業の効果及び課題を取りまとめて、農林水産省に報告するなど、事業の改善に努めている。 ・契約指定野菜安定供給事業におけるリレー出荷の特例措置について、毎年度、目標値である500者を大幅に上回る関係者に対し、リレー出荷の特例措置等を周知した結果、国により35グループ(中期目標期間中30グループ以上の目標)がリレー出荷の特例措置に係る認定を受けた。 ・砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の迅速な交付を行っている。 ・また、業務の透明性を確保する観点から、業務実績等に関する情報をホームページで計画通りに公表している。 	
---	--	--	------------------------	----------------------	--	--

の安定化のための補填金の交付等を行う。	図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、毎年度、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。	評価 b 毎年度、補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、適切に基金を造成しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
		(イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、全国会議等において事務処理上の重要点を説明するとともに、事務連絡文書により、生産者への補填金交付に係る日程を毎月周知するなど、生産者への迅速な補填金の交付について、都道府県団体を十分指導した。	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、全国会議等を開催するとともに、月ごとに事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
イ 養豚対策 養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付 分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を21業務日以内に交付した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった	<主要な業務実績> 養豚経営安定対策事業に係る補填金を、平成25年度においては、交付申請書を受理した日から21業務日以内に全て交付した(3,011件)。なお、平成26年度から平成29年度においては、平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付されなかった。	<評価と根拠> 評価 b 交付が行われた際には、的確かつ迅速に補填金を交付しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a - - -	

<p>ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。</p>	<p>ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。</p>	<p>d : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、毎年度、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第1の5の(3)の②参照) なお、本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、毎年度、農林水産省において見直しを行っているが、機構からは事業の実施状況や現場の要望などの情報を提供している。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b (新規・拡充事業における事業説明会、巡回指導については、第1の5の(3)の②参照) 農林水産省が毎年度見直し、機構に要請した事業について、効率的かつ適正に実施しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>3 緊急対策</p>	<p>3 緊急対策</p>	<p>○3 緊急対策</p>			<p>評定 B</p> <p>緊急対策については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の数 : 2 小項目の実績評価の回数 : 5 評価bの小項目数 : 5 × 2点 = 10点 評価cの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価dの小項目数 : 0 × 0点 = 0点 (評価対象外 : 3) 合計 10点 (10/10=100%)</p> <p>・法人の業務の一環として、畜産及び野菜関係業務において、諸情勢の変化に対応して緊急に対応すべき政策課題について、国からの要請に基づき、</p>									

<p>(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応</p>	<p>(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応が必要となる</p>	<p>◇(1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p><主要な業務実績> 配合飼料の高騰対策（平成 25 年度及び 26 年度）、国の補正予算により措置された緊急経済対策（平成 25 年度及び 26 年度）、台風被害対策（平成 27 年度、28 年度及び 29 年度）、熊本地震対策（平成 28 年度）等に係る国の要請等を踏まえ、速やかに実施要綱の改正等を行い、事業を機動的に実施した。</p> <p>これらのうち、災害対策の実施に当たっては、実態把握や現地の要望聴取等のため、現地調査及び説明会（計 14 回）を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 配合飼料価格の高騰対策、台風、地震等の天災による被害対策、国の緊急経済対策等に係る国の要請等を踏まえ、事業を機動的かつ円滑に行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>緊急対策を行うとされている。畜産関係では、配合飼料の高騰対策（平成 25 年度及び 26 年度）、国の補正予算により措置された緊急経済対策（平成 25 年度及び 26 年度）、台風被害対策（平成 27 年度及び 28 年度）、熊本地震による被害対策（平成 28 年度）等に係る国の要請等を踏まえ、補助事業が機動的に実施されている。また、野菜関係では、国の補正予算により措置された緊急経済対策（加工・業務用野菜生産基盤強化事業、平成 25 年度）に係る国の要請等を踏まえ、事業が機動的に実施されている。</p>									
					各事業年度の評価結果									
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

<p>のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>ことについて配慮するものとする。</p>					
---	-------------------------	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由) 平成 26～29 年度：子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、関連する補填金等の発動が少なかったこと等のため。 注) 当該理由の記載は、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)に基づくものであるため、平成 26 年度以降について記載している。(以下同じ)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付		

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	49件	47件	44件	44件	43件	44件				予算額(千円)	22,802,660	31,152,593	31,132,457	30,624,106	37,073,536
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日 以内の交付	49件	47件	44件	44件	43件	44件				決算額(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	26,202,317	33,556,948
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	26,202,317	33,556,948
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回				経常利益(千円)	△1,759,113	0	△173,569	△6,019,250	0
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回				当期総利益(千円)	0	0	0	0	0
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%				従事人員数	5.10	5.10	5.30	5.30	5.75

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、加工原料乳生産者補給交付金の交付事業全体に関するもの（指定生乳生産者団体へ交付される交付金が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成25及び28年度の経常利益のマイナスに対しては、前中期目標期間繰越積立金取崩額を充当し、平成27年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益を充当したため、当期総利益は0円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価

1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付	○ 1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付			評価	B		
					<評価に至った理由> 項目別調書№.2 - 1 参照			
ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	◇ア 生産者補給交付金の交付分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金については、毎年度、指定生乳生産者団体から交付申請書を受理した日から18業務日以内に全て交付した。また、当該交付金業務の一層の迅速化を図るため、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発する等指導を行った。	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、支払請求があった全てについて18業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果			
					25年度	26年度	27年度	28年度
					a	b	b	b
イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。	◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、	<主要な業務実績> 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、毎年度、全て9業務日以内に公表した。また、事務処理の迅速化等を図るため、全都道府県及び指定生乳生産者団体へ文書を送り、相互連絡等について指導を行った。	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、加工原料乳認定数量等に係る情報を全て9業務日以内に公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果			
					25年度	26年度	27年度	28年度
					a	b	b	b

		70%未満であった				
--	--	-----------	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成 26、28 年度及び 29 年度：生乳生産の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みより下回ったため。

平成 27 年度：加工原料乳のうち、チーズ向け生乳数量がかなり減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みより下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付		

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	8回	6回	4回	4回	4回	4回			予算額（千円）	21,330,466	21,332,632	21,333,516	20,313,771	19,975,597
目標業務日以内に交付した回数	14業務日以内の交付	8回	6回	4回	4回	4回	4回			決算額（千円）	4,191,114	3,434,023	2,786,953	2,151,199	2,121,487
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	4,191,114	3,434,023	2,786,953	2,151,199	2,121,487
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回			経常利益（千円）	△13,734	△1,959	△2,752,997	△2,118,439	△2,086,477
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回	4回	4回	4回			当期総利益（千円）	0	0	10,465,393	△2,118,439	△2,078,657
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、肉用子牛生産者補給交付金等交付事業全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、平成25及び26年度の当期総利益は0円となる。平成27年度は業務対象年間終了に伴う返還金があり、当期総利益は105億円となる。平成28及び29年度は、当期総利益はマイナスであるが、これに対しては積立金を取り崩して充当した。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価

				業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価	
1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付	○1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付				評定	B		
						項目別調書No.2-1参照			
ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 平成25～29年度に交付した肉用子牛生産者補給交付金及び生産者積立助成金については、毎年度、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した。また、交付業務の迅速化のため、全国会議の開催を通じた事務スケジュールの順守の徹底、指定協会に対する四半期ごとの事務連絡文書による周知等を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 毎年度、交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付しており、中期計画通り実施した。 ＜課題と対応＞ 特になし	各事業年度の評価結果				
					25年度	26年度	27年度	28年度	a
イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付	イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付	◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア)5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金の交付実績については、毎年度、交付を終了した日(発動がないときは平均売買価格告示日)から全て5業務日以内に公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 毎年度、事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表できており、中期計画通り実施した。	各事業年度の評価結果				
					25年度	26年度	27年度	28年度	a

金の交付が終了した後に速やかに公表する。	状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。 また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。	回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給金等の発動があった平成25年度、平成26年度及び平成29年度において、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、肉用子牛生産者に対し、同制度に関する情報等を提供した。	＜課題と対応＞ 特になし		

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成26～29年度：肉用子牛の平均売買価格が全品種で高騰し、保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助		

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
買入れ又は 売渡しの実 施回数	—	—	—	—	—	—	—	—		予算額（千円）	69,503	70,418	159,456	154,745	168,013
目標業務日 以内に買入 れ又は売渡 しを実施し た回数	30 業務日 以内の買入 れ又は売渡 しを実施	—	—	—	—	—	—	—		決算額（千円）	0	0	82,965	78,773	85,979
達成度合	—	—	—	—	—	—	—	—		経常費用（千円）	0	0	82,965	78,773	85,979
指定食肉の 需給動向の 公表月数(計 画値)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月		経常利益（千円）	0	0	0	307	875
指定食肉の 需給動向の 公表月数(実 績値)	—	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月		当期総利益(千円)	0	0	0	307	875
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	0	0	4.70	4.70	4.25
国が保管計 画の認定を 行った回数	—	—	—	—	—	—	—	—							
目標業務日 以内に調整 保管の交付	14 業務日 以内の交付 決定	—	—	—	—	—	—	—							

決定を行った回数																			
達成度合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものの他、平成27～29年度はこれらに係る情報収集提供事業に関するものを掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成28年度及び29年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価		
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			評価	B			
<p><評価に至った理由></p> <p>需給調整・価格安定対策については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の数：15 小項目の実績評価の回数：51 評価bの小項目数：51×2点＝102点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：9) 合計 102点 (102/102=100%)</p> <p>・指定乳製品等については、毎年度、国際約束に従って国が定める数量(137,202トン)の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、確実に輸入契約が締結された。また、売渡計画に基づく売渡しが適切に実施されている。</p> <p>・平成26年度から28年度においては、バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保するため、農林水産大臣から承認を受け、追加輸入を実施し、機構が輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行った。なお、平成26年末のバター需要期において、小売店等でバターの品薄が生じたことを踏まえ、平成27年度</p>									

<p>(1) 畜産関係業務 ①指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</p>	<p>(1) 畜産関係業務 ①指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</p>	<p>◇(1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又</p>	<p><主要な業務実績> 平成 25～29 年度に指定食肉の買入れは実施しなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし</p>	<p>からバターの入業務に関連し、輸入決定時期の明確化等の運用改善を行った。こうしたことから、平成 28 年 1 月以降、バターの店頭調査における家庭用バターの欠品率はほぼゼロで推移している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この他、指定乳製品の輸入等の業務を的確に実施するため、毎年度、乳製品の需給に関する情報収集や予測を行い、ホームページで公表しているが、予測については実績との乖離についても分析するなど、改善に努めている。 ・野菜農業振興事業については、毎年度、国等と連携し、事業の普及・推進を図るとともに、事務負担の軽減に向けて規程の改正を行うなど、事業の機動的・弾力的な実施に資する取組みが実施されている。また、緊急需給調整事業の見直しに向け、事業参加団体等に対するアンケート調査等を行い、それらの結果を踏まえ、事業の必要性、事業メニューの内容の検討を行い、機構の見直し案を取りまとめ、農林水産省との協議が実施されている。 ・砂糖・でん粉関係業務については、毎年度、輸入指定糖・異性化糖及び指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績を、定められた期間内にホームページに公表している。 	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	－	－	－	－
25年度	26年度	27年度	28年度											
－	－	－	－											

		は売渡しを実施した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)				
	イ 指定食肉の買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	イ 指定食肉の需給動向の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 指定食肉の価格安定に資するため、毎年度、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、指定食肉等の需給動向等を、定期的に公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図る	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 b：取り組みは十	<主要な業務実績> 畜産物の価格安定に資するため、毎年度、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、畜産物の需給動向を把握しており、中期計画通り実施した。	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	

ため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。	<課題と対応> 特になし		
		イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 平成25～29年度に国において、生産者団体等による畜産物の調整保管に係る計画の認定は行われなかった。	<評定と根拠> 評定一 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 — — — —	

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成26～29年度：指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買		

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
指定乳製品等の輸入の契約数	—	—	—	193件	133件	76件	295件			予算額（千円）	9,215,991	28,901,143	21,025,165	14,649,740	38,604,054
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	—	—	193件	133件	76件	295件			決算額（千円）	7,319,597	26,191,112	18,982,539	13,599,825	25,411,852
達成度合	—	—	—	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	6,388,479	23,738,465	15,261,747	11,446,817	22,667,954
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン			経常利益（千円）	0	11,904,798	5,665,460	0	3,232,002
輸入入札に付した数量	—	137,211 トン	137,208 トン	137,206 トン	137,214 トン	137,203 トン	137,210 トン			当期総利益(千円)	0	11,904,798	5,760,598	0	3,232,002
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	10.40	10.45	10.25	10.25	9.85
国が指示する方針による売渡計画の数量	計画の確実な実施	14,084 トン	21,699 トン	22,656 トン	27,263 トン	29,753 トン	64,496 トン								
売渡入札に付した数量	—	14,084 トン	21,699 トン	22,656 トン	27,263 トン	29,753 トン	64,496 トン								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%								
需給に関する情報の公表月数(計画値)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月								

需給に関する情報の公表月数(実績値)	—	12月	12月	12月	12月	12月	12月										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%										
売買実績に係る情報の公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回										
目標の期日までに公表した回数	翌月19日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%										

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価	
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			評定	B		
(1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を	(1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を	(1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ◇ア 20 業務日以内の需要者へ分母を輸入の契約数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を20 業務日以内に売渡した契約数とする。 ただし、20 業	<主要な業務実績> 指定乳製品の安定的な供給を確保する観点から、平成26～29年度に農林水産大臣から輸入承認を受けたバター及び脱脂粉乳については、全て機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20 業務	<評定と根拠> 評定 b 平成26～29年度に農林水産大臣から追加輸入承認を受けた品目のうち、中期計画等のただし書きによるものを除く全てについて20 業務日以内の売渡しを行っており、中期計画	<評定に至った理由> 項目別調書No.2-4参照			
					各事業年度の評価結果			
					25年度	26年度	27年度	28年度
					—	b	b	b

<p>行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p>	<p>行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>日以内に需要者へ売渡しを行った（平成25年度は指定乳製品等の価格が著しく騰貴する等の事態とならなかったことから、実績なし）。</p> <p>なお、輸入業務委託契約を締結した平成27年度の脱脂粉乳5,000トン、平成28年度（5月追加公表）のバター2,000トン、脱脂粉乳2,000トン及び平成29年度（5月追加公表）の脱脂粉乳2,000トンについては、国内の需給に悪影響を及ぼさないよう、中期計画等のただし書きにより、20業務日以内の売渡しの対象から除外した。</p> <p>(参考)</p> <p>平成26年度のバター需給は、前年度の猛暑や酪農家の離農等で生乳生産量が減少し、バター生産量及び在庫量が大きく減少した。</p> <p>このような状況から、機構では2度にわたり、10,000トンの追加輸入の措置を講じ、需給の安定に努めたが、平成26年末のバター需要期において、小売店等でバターの品薄が生じた。</p>	<p>通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
---	---	--	--	--	--	--

これを踏まえ、農林水産省と協議の上、平成 27 年度からバター
の輸入業務に関連し、
以下のような、運用の
改善を図った。

1 輸入決定時期の明確化

2 輸入品の引渡時期の早期化

3 洋菓子店等でも直接利用できる形（1～5 kg、冷凍）のバターを輸入対象に追加

また、バターの需給安定のためには、情報収集及び発信が重要であることから、平成 27 年度に次のとおり取り組みを強化した。

1 機構ホームページにおいて、「バターの安定供給に向けた独立行政法人農畜産業振興機構の取り組み」を公表した。

2 新たに全国の小売店（スーパーマーケット）でのバターの販売状況（POS データ）として販売量及び販売価格を定期的に取りまとめ、公表している。

平成 27 年度はこうした取組に加えて、国内の生乳生産量の増加に伴い、乳業メーカーがバターの供給量を増やしたこと、乳業メーカーが小売用バ

<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>◇イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>◇ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等 (ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針によ</p>	<p>ターの製造により注力できるよう、機構が10,000 トンの業務用バターを追加輸入したことなどから、平成28年1月以降、バターの店頭調査における家庭用バターの欠品率はほぼゼロで推移している。</p>	<p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、毎年度、国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b
25年度	26年度	27年度	28年度																				
a	b	b	b																				
25年度	26年度	27年度	28年度																				
a	b	b	b																				
<p><主要な業務実績> 毎年度、四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度																				
a	b	b	b																				
25年度	26年度	27年度	28年度																				
a	b	b	b																				

		<p>る売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった （売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。）</p>	<p>バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デAIRースプレッド並びにバターオイルを売渡入札に付した。</p>	<p>渡入札に付しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>										
	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>（イ）需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、毎年度、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。 また、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、需要者の要望・意見等を把握しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
	<p>ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及</p>	<p>◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、生乳及び牛乳・乳製品の需給</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

<p>ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p>	<p>エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>◇オ 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 売戻相手先に対して輸入許可書の速やかな提出を依頼すること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに毎月公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>		
					<p>各事業年度の評価結果</p>	
					<p>25年度 26年度 27年度 28年度</p>	
					<p>a b b b</p>	

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)
平成 29 年度：国際価格の低下により輸入乳製品の買入価格が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(指定野菜)	—	955件	1,123件	1,435件	869件	821件	1,115件		予算額(千円)	21,767,519	21,781,682	21,897,813	22,371,882	16,765,200
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	955件	1,123件	1,435件	869件	821件	1,115件		決算額(千円)	9,688,130	9,194,439	6,351,258	9,225,343	12,431,999
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	9,216,810	8,880,360	5,872,431	8,965,430	12,109,944
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(契約指定野菜)	—	24件	36件	63件	21件	73件	109件		経常利益(千円)	0	0	△411,972	△2,747	△5,638
目標業務日以内に交付した件数	22業務日以内の交付	24件	36件	63件	21件	73件	109件		当期総利益(千円)	0	0	0	0	0
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	13.50	13.50	13.60	13.60	13.60
リレー出荷の特例措置	500者以上	—	500者	500者	500者	500者	500者							

<p>業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。</p>	<p>施した。 <課題と対応> 特になし</p>										
<p>② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、生産者補給交付金等の交付については、申請内容について、電話による確認を個別に行うこと等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、交付申請があった全てについて22業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者へ</p>	<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援</p>	<p>◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 分母を説明会</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを、</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、リレー出荷の特例措置等に係る周</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

<p>の支援については、国によるリレー出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中 30 グループ以上行われることを目標に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>については、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p> <p>また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数 500 者とし、分子をこれらの周知活動を通じて周知を図った実績者数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>500 者を大幅に上回る機構登録生産者、法人協会に所属する野菜生産者等に配布するとともに、野菜の交流会等を活用し説明会を実施した。</p> <p>これらの取組により、37 グループのリレー出荷の特例措置に係る認定が国によりなされた。</p>	<p>知等を十分に実施し、30 グループ以上が国により認定されたことから、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>										
<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象と</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品</p>	<p>◇⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等の公表</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について、毎月ホームページに掲載するとともに、対象出荷期間の終了月の翌</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報について、毎月公表しており、中期計画通り実施した。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

<p>なっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>		
--	---	--	---	--------------------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由) 平成26～29年度：指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ④ 野菜農業振興事業 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 ② ホームページ等による業務内容等の公表 3 緊急対策 (2)野菜関係業務		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
野菜価格安定 法人別の品目 ごとの交付申 請の総件数(特 定野菜)	—	763件	939件	969件	679件	632件	707件		予算額(千円)	3,280,555	4,174,767	4,784,022	4,723,929	4,165,147
目標業務日 以内に交付した 件数	11 業務日 以内の交付	763件	939件	969件	679件	632件	707件		決算額(千円)	981,643	1,920,340	2,331,770	2,018,717	2,105,148
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	817,105	1,801,689	2,254,581	2,005,362	2,083,176
野菜の需給動 向・価格動向等 に関する情報 の公表月数(計 画値)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月		経常利益(千円)	△81	△8	△157,501	△2,207	△953
野菜の需給動 向・価格動向等 に関する情報	—	12月	12月	12月	12月	12月	12月		当期総利益(千円)	0	0	0	0	0
									従事人員数	15.50	15.50	15.40	15.40	15.40

の公表月数（実績値）														
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%							

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜農業振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価		
1 経営安定対策 (2) 野菜関係業務	1 経営安定対策 (2) 野菜関係業務	○1 経営安定対策 (2) 野菜関係業務			評価	B			
					項目別調書No.2-1参照				
③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、助成金の交付については、申請書等の迅速な確認・決裁に努めた結果、交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。	<評価と根拠> 評価b 毎年度、交付申請のあった全てについて11業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし					
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b				
④ 野菜農業振興事業	④ 野菜農業振興事業	◇④ 野菜農業振興事業	<主要な業務実績> 毎年度、機構主催	<評価と根拠> 評価b					
					各事業年度の評価結果				

<p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う。）</p>	<p>の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行うとともに、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等を実施し、事業の普及を図り、採択したもののうち、天候不順等に伴う出荷減により予定収入を下回った場合等、事業が発動した事業実施主体に交付金を交付した。</p> <p>併せて、事業実施主体からの事業実施状況、評価等のアンケート調査等を踏まえて、事業の効果及び課題を検証し、農林水産省に報告した。</p> <p>また、事業の適正実施を図るため農林水産省と協議を行い、収入保険制度の導入に対応するため、「契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領」において収入保険との重複加入を防ぐための改正を行った。</p> <p>【契約野菜収入確保モデル事業の採択数】 25年度：83事業実施主体（198契約） 26年度：79事業実施主体（216契約）</p>	<p>毎年度、事業の積極的なPRに努めるとともに、事業の効率的かつ適正な実施を図るための規程の改正を行うなど、事業の機動的・弾力的な実施に資する取り組みを行い、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	
--	--	--	--	--	---	--

			27年度:48事業実施 主体(132契約) 28年度:57事業実施 主体(173契約) 29年度:53事業実施 主体(206契約)				
2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務	2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務	○ 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務			評価	B	
①野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	◇① 野菜農業振興事業の実施 ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、国、事業実施主体等と連携し、野菜農業振興事業(産地情報調査員設置事業、野菜緊急需給調整推進助成事業、生産出荷団体緊急需給調整助成事業)を実施し、交付金を交付した。また、野菜需給協議会等各種会議の場を活用して事業の普及・推進を図った。 加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、事業実施主体等と連絡・調整を密に行い、事業実施計画の承認等を踏まえ、交付金を交付した。また、本事業の課題を整理し、その結果等について農林水産省へ報告の上、協議を行い、事業計画の変更要件を緩和するための要領	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、野菜農業振興事業の普及・推進を図るとともに、事務負担の軽減に向けて規程の改正を行うなど、事業の機動的・弾力的な実施に資する取り組みを行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	項目別調書No.2-4参照		
					各事業年度の評価結果		
					25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b		

<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>改正等を行った。</p> <p><主要な業務実績> 緊急需給調整事業の見直しに向け、事業に参加している登録出荷団体等に対するアンケート調査、ヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ、事業の必要性や事業メニューの内容について検討した。 検討結果を機構の見直し案として取りまとめ、農林水産省と協議した結果、実施の必要性や効果等が低い事業メニューを、平成29年度を最後に廃止することとし、規程の改正を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、緊急需給調整事業の見直しに向けた取り組みを実施し、農林水産省が行う事業の見直しに資することができたことから、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					25年度	26年度	27年度	28年度		a	b	b	b		
各事業年度の評価結果																					
25年度	26年度	27年度	28年度																		
a	b	b	b																		
<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であっ</p>	<p><主要な業務実績> 生産者の経営判断に資するよう、指定野菜等の需給・価格の見通しを毎月2回公表するとともに、野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表した。また、野菜需給協議会の概要等についても公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、野菜の需給・価格に関する統計データ及び野菜需給協議会等の概要等を定期的に公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					25年度	26年度	27年度	28年度		a	b	b	b		
各事業年度の評価結果																					
25年度	26年度	27年度	28年度																		
a	b	b	b																		

			た					
3 緊急対策	3 緊急対策	○3 緊急対策				評価	B	
						項目別調書No.2-1参照		
(2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急を行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	(2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急を行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 国の補正予算により措置された緊急経済対策（加工・業務用野菜生産基盤強化事業、平成25年度）に係る国からの要請等を踏まえ、速やかに実施要領の制定を行い、事業を機動的に実施した。	<評価と根拠> 評価b 国の緊急経済対策に係る国の要請等を踏まえ、事業を機動的かつ円滑に行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a - - -		

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 平成26～29年度：特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-8	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 ② 国内産糖交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務		

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	—	164件	179件	184件	181件	209件	229件	予算額（千円）	65,057,264
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	164件	179件	184件	181件	209件	229件	決算額（千円）	61,674,032
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	61,614,931
国内産糖交付金の申請書の受理期の合計	—	30期	34期	36期	34期	35期	36期	経常利益（千円）	3,502,238
目標業務日以内に交付した期の合計	18業務日以内の交付	30期	34期	36期	34期	35期	36期	当期総利益（千円）	3,502,238
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	23.70
交付決定数を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回		
目標の期日までに公表	翌月15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回		

した回数																			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											
売買実績を公表した回数	—	12回																	
目標の期日までに公表した回数	翌月 15 日までの公表	12回																	
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成28及び29年度の当期総利益はマイナスとなっており、繰越欠損金として整理。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価		
1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務	1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務	○1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務			評価	B			
					項目別調書No.2-1参照				
① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	◇① 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、甘味資源作物交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、概算払請求を受理した日から8業務日以内に全て交付した。	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、交付申請のあった全てについて8業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし					
					各事業年度の評価結果				
					25年度	26年度	27年度	28年度	
					a	b	b	b	

<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>◇② 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、国内産糖交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、交付申請のあった全てについて18業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果				25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
各事業年度の評価結果																		
25年度	26年度	27年度	28年度															
a	b	b	b															
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、毎月ホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 月ごとの交付決定数量を翌月15日までに公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果				25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
各事業年度の評価結果																		
25年度	26年度	27年度	28年度															
a	b	b	b															

		c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった					
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			評定	B	
(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇ (3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までに、毎月ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 月ごとの売買実績を翌月15日までに公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	項目別調書No. 2 - 4 参照		
					各事業年度の評価結果	25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-9	1 経営安定対策 (4)でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
でん粉原料 用いも交付 金の概算払 請求の総件 数	—	87件	87件	96件	86件	80件	82件		予算額(千円)	12,113,869	12,069,578	13,014,632	13,645,085	14,167,354
目標業務日 以内に交付 した件数	8業務日以 内の交付	87件	87件	96件	86件	80件	82件		決算額(千円)	10,917,219	11,030,563	12,181,052	13,386,177	12,001,306
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	10,916,738	11,030,299	12,181,052	13,386,225	12,001,354
国内産いも でん粉交付 金の申請書 の受理期の 合計	—	48期	48期	49期	48期	48期	48期		経常利益(千円)	△1,243,374	△218,605	△494,715	4,323	741,327
目標業務日 以内に交付 した期の合 計	18業務日 以内の交付	48期	48期	49期	48期	48期	48期		当期総利益(千円)	0	0	0	4,323	741,327
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	13.10	13.10	13.08	13.08	13.08
交付決定数 量を公表し た回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回							
目標の期日	翌月の15	12回	12回	12回	12回	12回	12回							

までに公表した回数	日までの公表																		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											
売買実績を公表した回数	—	12回																	
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回																	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成25～27年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成26及び27年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価		
1 経営安定対策	1 経営安定対策	○1 経営安定対策			評定	B			
(4) でん粉関係業務	(4) でん粉関係業務	(4) でん粉関係業務			項目別調書No.2-1参照				
① でん粉原料用いも交付金の交付	① でん粉原料用いも交付金の交付	◇① でん粉原料用いも交付金の交付	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	各事業年度の評価結果				
でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%	毎年度、でん粉原料用いも交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、概算払請求を受理した日から8業務日以内に全て交付した。	毎年度、交付申請のあった全てについて8業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。	25年度	26年度	27年度	28年度	
				<課題と対応> 特になし	a	b	b	b	

<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、国内産いもでん粉交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、交付申請のあった全てについて18業務日以内に交付しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">各事業年度の評価結果</th> </tr> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果				25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
各事業年度の評価結果																		
25年度	26年度	27年度	28年度															
a	b	b	b															
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、毎月ホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 月ごとの交付決定数量を翌月15日までに公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">各事業年度の評価結果</th> </tr> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果				25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
各事業年度の評価結果																		
25年度	26年度	27年度	28年度															
a	b	b	b															

する。		70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった						
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			評価	B		
(4) でん粉関係業務 でん粉の内 外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	(4) でん粉関係業務 でん粉の内 外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までに、毎月ホームページにおいて公表した。	<評価と根拠> 評価 b 月ごとの売買実績を翌月15日までに公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	項目別調書No.2-4参照			
					各事業年度の評価結果			
					25年度	26年度	27年度	28年度
					a	b	b	b

4. その他参考情報 (予算と決算の乖離理由) 平成29年度：でん粉原料用かんしょ生産量が当初見込みを下回ったことにより、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1) 畜産関係業務 (2) 野菜関係業務 (3) 砂糖関係業務 (4) でん粉関係業務		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
4 資金の流れ等についての情報公開の推進	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	○4 資金の流れ等についての情報公開の推進			評価 B <評価に至った理由> 資金の流れ等についての情報公開の推進については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。 小項目の数：9 小項目の実績評価の回数：35 評価bの小項目数：35×2点＝70点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1)	

					合計 70点 (70/70=100%)	
(1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	◇(1) 畜産関係業務 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった ウ 機構からの	<主要な業務実績> 毎年度、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	・資金の流れに関する情報公開については、毎年度、ホームページに公表するとともに、法人からの直接・間接補助対象者等に係る情報公開についても、適切に公表している。また、各年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。	
			<主要な業務実績> 毎年度、生産者に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、生産者に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
			<主要な業務実績>	<評定と根拠>	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
さらに、機構	さらに、機構から	ウ 機構からの	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		

<p>からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>の補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>補助金による基金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）</p>	<p>基金管理基準に基づき、以下の基金について、名称、基金額等の基本的事項等をホームページにおいて公表した。 なお、基本的事項等の公表については、補助金適正化法施行令の改正（平成26年10月）を受け、平成27年度に改正した基金管理基準により、当該年度以降、毎年度実施している。</p> <p>【公表した基金】 (27年度：10基金) ・融資準備財産 ・畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ・貸付機械取得資金(2基金) ・事業準備財産 ・畜産高度化支援リース基金 ・加工原料乳等生産者積立金 ・肥育安定基金 ・食肉価格安定基金 ・自給飼料生産効率向上支援リース基金</p> <p>(28年度：8基金) ・融資準備財産 ・畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ・貸付機械取得資金(2基金)</p>	<p>評価b 基金管理基準に基づき、基本的事項等を公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>・事業準備財産 ・畜産高度化支援リース基金 ・加工原料乳等生産者積立金 ・肥育安定基金</p> <p>(29年度：7基金) ・融資準備財産 ・畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ・貸付機械取得資金 ・事業準備財産 ・畜産高度化支援リース基金 ・加工原料乳等生産者積立金 ・肥育安定基金</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、補助事業の事業返還金を含む経理の流れ等を、わかりやすい内容で9月末までに機構ホームページにおいて公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、前事業年度の事業別に、事業実施主体等ごとの交付金額を取りまとめ、9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b 毎年度、事業別・事業実施主体等別の交付金額を9月末までに公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、前事業年度の事業別・県別に交付金額を取りまとめ、9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b 毎年度、事業別・県別の交付金額を9月末までに公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において作成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基</p>	<p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において作成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金</p>	<p>◇(3) 砂糖関係業務</p> <p>ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、基金の保有状況について、9月末までに公表した。</p> <p>なお、基金の閉鎖により、平成26年12月の時点で、基金残高は0円となっている。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b 毎年度、基金の保有状況について、9月末までに公表しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	-	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	-											

<p>金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>までに機構において公表する。</p>	<p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、翌月末までに公表しており、中期計画通り実施した。</p>										
<p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>		<p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>(4)でん粉関係業務 機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>(4)でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月</p>	<p>◇(4)でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、翌月末までに公表しており、中期計画通り実施した。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
				<p><課題と対応> 特になし</p>										

		未までに公表する。						
--	--	-----------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報								
特になし								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-11	5 情報収集提供業務 (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 (2) 情報提供の効果測定等 (3) 需給等関連情報の迅速な提供 (4) 消費者等への情報提供 (5) ホームページの機能強化 (6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 (7) 照会事項に対する対応等		

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
情報利用者の満足度に係る指標（5段階評価、目標）	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0			予算額（千円）	757,032	789,409	703,283	699,502	694,268
アンケート調査結果の平均値（実績）	—	4.1	4.1	4.2	4.1	4.1	4.1			決算額（千円）	586,310	646,669	583,600	615,324	611,137
達成度合	—	103%	103%	105%	103%	103%	103%			経常費用（千円）	586,108	646,499	583,463	615,324	611,137
需給等関連情報を提供した件数	—	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件	1,227件			経常利益（千円）	0	0	△ 81,155	20,470	40,887
目標の期日までに提供した件数	翌週又は翌月までの公表	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件	1,227件			当期総利益（千円）	0	0	0	21,772	40,887
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	32.55	32.55	32.19	32.19	32.19
情報提供した事項に対する照会件数	—	—	7件	6件	6件	4件	3件								

目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	—	7件	6件	6件	4件	3件							
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%							

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成27年度の経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

5) 平成28年度及び29年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価
5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○5 情報収集提供業務			評定 B <評定に至った理由> 情報収集提供業務については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。 小項目の数：15 小項目の実績評価の回数：60 評価bの小項目数：60×2点＝120点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 120点（120/120＝100%） ・情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、毎年度、外部有識者から構成される分野ごとの情報検討委員会の開催やアンケート調査の実施等により情報利用者のニーズを的確に把握している。こうしたニーズを踏まえて、定めた重点テーマに即し、情報収集提供を行っており、満足度調査の結果も目標を達成している。 ・また、海外情報については、長期海外出張等を活用した収集・提供を行ってきたが、平成28年度においては、単年度契約として北米・EUにおける調査事業を実施するとともに、アンケート結果等を踏まえ、世界の農畜産物需給に影響を与える		

<p>(1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>◇(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野ごとに開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む翌年度の計画について検討した。 また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の収集及び提供を行った。 海外情報については、長期の海外出張等を活用した収集・提供を行ってきたが、平成26・27年度業務実績に関する評価結果を踏まえ、平成28年度に単年度契約として、北米及びEUにおける輸出促進活動の支援及び情報収集の調査事業を実施し、農畜産</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、情報検討委員会を分野ごとに計画どおり開催し、検討を行っているほか、前年度情報検討委員会の意見等を翌年度に提供した記事等に適切に反映しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>中国について、中国農業大学と新たに委託契約を締結するなど、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行っている。</p>				
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度
25年度	26年度	27年度	28年度						
a	b	b	b						

			物の需給等に関する情報の発信や畜産物の輸出促進支援に取り組んだ。なお、本調査については、同地域の情報に対するニーズが強く、調査拠点としても期待ができることから、安定した調査体制とするため、平成 29～31 年度の 3 カ年契約として実施することとした。											
	また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	②調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<p><主要な業務実績> 毎年度、外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等について積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <p>(平成 25～29 年度の合計)</p> <p>①調査報告会の開催：53 回 ②外部からの講演依頼：90 回 ③新聞等での引用等：7,270 件 ④面談等による個別説明の要請等：138 件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのより的確な把握に努めており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											
(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報に	(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施に	◇(2) 情報提供の効果測定等 ① アンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった	<p><主要な業務実績> 毎年度、提供した情報やその提供方法について、その効果を測</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、アンケート調査を適切に実施</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

<p>ついで効果測定を行う。</p>	<p>より、提供した情報について効果測定を実施する。</p>	<p>c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 (配布： 25年度 4,845件 26年度 4,750件 27年度 4,659件 28年度 4,526件 29年度 4,471件)</p>	<p>しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>										
<p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>② 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者の満足度を把握するため、毎年度、アンケート調査を実施し、その集計結果は、いずれの年度も5段階評価で目標である4.0を上回った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、情報利用者の満足度は、中期計画における目標(4.0)を上回っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供につ</p>	<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供につ</p>	<p>③ 情報提供内容等の改善等 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査結果等を踏まえ、EUの乳価など需給関連データや、米国や中国における野菜の生産状況を毎月提供する等、海外情報の拡充等を行った。 また、情報検討委員</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、アンケート結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応></p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

<p>いて、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>ニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>会における議論等を踏まえ、情報誌及びホームページの見易さや利便性の向上（従来の HTML 形式に加えて、PDF 形式での情報発信の拡大等）を図るとともに、テーマを定め、情報誌の特別編集を実施（平成 25～29 年度）した。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、アンケート調査結果の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。その結果、①現行通り紙媒体での提供を希望する割合が毎年度 9 割以上であり、②紙媒体での情報提供は、全体の把握の容易さ、閲覧・保存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が毎年度 6 割以上であった。</p>	<p>特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、アンケート調査結果に基づいた、紙媒体での情報提供の実施効果の検証を行い、紙媒体での情報提供のニーズ及びその理由を的確に把握しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
		<p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> ホームページによる情報提供の誘導をさらに図るため、alic セミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマガジンの登録の勧誘を実施したほか、平成 27 年度からは新たに農業関連サイト等へ</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、メールマガジンの発行数の増加などにより、ホームページによる情報提供への重点化をさらに進めているほか、紙媒体での提供を希望しないとする者への送付を停止し</p>		

<p>(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p>	<p>(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p>	<p>◇(3) 需給等関連情報の迅速な提供 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>のメールマガジンの案内を毎月実施した。 また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望しないとする者への送付を停止した（平成25～29年度：365件）。 （平成30年度3月末現在のメールマガジンの発行数） 平成24年3月末時点との比較 畜産：2,819件（+1,533件） 野菜：2,271件（+1,407件） 特産：1,771件（+565件）</p>	<p>ており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>		
			<p><主要な業務実績> 需給等関連情報の種類に応じ、全てを年度計画に定める期間内に公表した。 （年度計画） 需給関連統計情報：情報収集の翌週まで 需給動向情報：情報収集の翌月まで また、情報検討委員会での要望を踏まえ、ホームページで毎月公表している牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵の需給表の公表日を毎月8日から毎月5日に早期化した（平成28年度）。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた範囲で迅速に公表しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>		
					<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	

(4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	<p>② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者等からの問合せについては、情報を保有していなかった場合を除き、全て翌業務日以内に対応した。 なお、情報を保有していなかった場合は、海外の関係機関などを含めて問合せを行い、10日以内に対応した。ただし、複数の国内外の関係機関への問合せ等が必要となった5件については、11日～37日間要したものがあつた。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					25年度	26年度	27年度	28年度		a	b	b	b		
	各事業年度の評価結果																				
	25年度	26年度	27年度	28年度																	
a	b	b	b																		
(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。	<p>◇(4) 消費者等への情報提供 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケートを実施し、消費者の関心の高い事項、ホームページの改善点等を把握した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、アンケート調査を実施し、その結果を翌年度における情報提供の参考としており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					25年度	26年度	27年度	28年度		a	b	b	b			
各事業年度の評価結果																					
25年度	26年度	27年度	28年度																		
a	b	b	b																		
① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報	<p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 b：取り組みは十分</p>	<p><主要な業務実績> 実施したホームページに係るアンケート結果等を踏まえ、トップページや消費者コーナーのデザインの改修、スマートフォ</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 毎年度、アンケート結果等を踏まえ、ホームページでのコンテンツの視認性を向上させる等の、消</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果					25年度	26年度	27年度	28年度		a	b	b	b			
各事業年度の評価結果																					
25年度	26年度	27年度	28年度																		
a	b	b	b																		

	を積極的に提供する。	であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	ン表示対応等を通じて、視認性の向上を図った。 また、消費者コーナーにおいて、キッズコーナーの新設、動画コンテンツの改修、機構広報誌の記事等を利用して、生産者の取組を紹介するページの作成など、消費者への分かりやすい情報提供に努めた。	費者等へのわかりやすい情報提供を推進しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
	② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。	③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 (指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 消費者等の理解促進を図るため、肉牛肥育、酪農、野菜の生産現場、砂糖の製造工場、これらの関連団体等を消費者代表の方々と訪問し、訪問先の関係者との意見交換会等を実施した。 また、農林水産省等が主催する食育推進全国大会、実りのフェスティバルへ出展するなど、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催、広報誌の発行等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、計画通りに意見交換会等を実施し、参加した消費者代表の方や、alic セミナーへの参加者から高い評価を得るなど、機構業務等への理解促進を図っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームペ	(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、	◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要	<主要な業務実績> 毎年度、アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、アクセス分析結果や、前年度		
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	

<p>ージによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるように、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるように、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>に応じたホームページへの反映) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 また、アンケート結果等を踏まえトップページや各部門別ページにおけるデザインの改善、キッズコーナーの新設、スマートフォン表示対応などにより、利用者のアクセス向上に努めた。</p>	<p>のアンケート結果等を踏まえ、ホームページの必要とする情報へのアクセシビリティを改善しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>		
	<p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p>	<p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ、ホームページの改善や消費者向け広告の掲載等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、広報・システム推進委員会において検討した結果を広報活動に反映し、消費者向け広告では、内容が分かりやすいとの評価を得る等、国民の理解を深める活動を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	
<p>(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関</p>	<p>(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対して</p>	<p>◇(7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示については、適切に対応した。 また、情報提供した事項に対する照会(26件)については、全て</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、情報提供した事項に対する照会について、全て翌業務日以内に対応しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応></p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	

<p>する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>は、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>翌業務日以内に回答した。</p>	<p>特になし</p>		
---	---	--	---------------------	-------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成 26～29 年度：農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したこと等から予算額を下回った。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等)		
	2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定		
	3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			評定 B <評定に至った理由> 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組みについては、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。 小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%） ・事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、「第1業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」の事業費の削減・効率化及び業務運営の効率化による経費の削減の	

1 中期目標 期間における 予算、収支計 画及び資金計 画を適正に計 画するととも に、効率的に 執行すること により、適切 な財務内容の 実現を図る。 また、毎年 の運営費交付 金の算定につ いては、運営 費交付金債務 残高の状況に も留意しつ つ、適切な金 額の算定を行 う。	1～3 [略] 4 毎年の運営費 交付金の算定につ いては、運営費交付 金債務残高の状況 にも留意しつつ、適 切な金額の算定を 行う。	○1 事業費及 び一般管理費の 節減に係る取り 組み (支出の削減に ついての具体的 方針及び実績 等) b：取り組みは 十分であった c：取り組みは やや不十分であ った d：取り組みは 不十分であった なお、本指標 の評価にあつて は、中期計画に 定める「業務運 営の効率化によ る経費抑制」の 評価結果に十分 配慮するものと する。	＜主要な業務実績＞ 毎年度、各担当理 事に所掌業務に係 る予算の配賦を実施 するとともに、業務経 費（附帯事務費）の 予算額（経済情勢、 農畜産業を巡る情 勢、国際環境の変化 等を踏まえた政策的 要請により実施され た緊急対策を除く。） については、毎年度 平均で少なくとも対 前年度比1%の抑 制、一般管理費（人 件費を除く。※）の 予算額については、 毎年度平均で少な くとも対前年度比3 %の抑制を行った。 ※平成26年度以降、 砂糖勘定及びでん粉 勘定における消費税 に係る増税額相当等 の加算等を除く。	＜評定と根拠＞ 評定b 毎年度、事業費及 び一般管理費の節減 に係る取り組みを実 施しており、中期計 画通り実施した。 ＜課題と対応＞ 特になし	一般管理費を参照。	
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b	
					評定 B	
					＜評定に至った理由＞ 法人運営における資金の配分状況については、 点数化した数値の割合が基準となる数値の90% 以上である。また、これまでの実績から中期計画 どおり業務が実施されると見込まれることから、 評定はBとした。 小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点	

					合計 8点 (8/8=100%)									
					<p>・年度計画及び予算の変更について、補正予算の成立、指定乳製品の追加輸入の実施に伴う事業費の増額に適時に対応している。また、運営費交付金の算定についても、ルールに基づき適切に実施されている。</p>									
			<p>○2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定</p> <p>b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価す</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、必要に応じて、年度計画予算を変更し、資金を適切に配分した。</p> <p>また、運営費交付金については、運営費交付金算定ルールに基づき算定を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、年度計画予算の変更を通じて資金を適切に配分するとともに、運営費交付金の算定も適切に行っており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											

			る。					
						<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用については、点数化した数値の割合が基準となる数値の 90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%）</p> <p>・資金の管理及び運用については、毎年度、事業資金等の法人の保有する資金の重要性にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金のうち流動性の確保が必要な資金について、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。</p>		
2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 b：運用は適切	<主要な業務実績> 毎年度、「資金管理運用基準」に基づき、事業資金のうち流動性の確保が必要な資金については、支	<評価と根拠> 評価b 毎年度、支払に必要な資金については、支払が滞ることがないように、適切に				
						各事業年度の評価結果		
						25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b		

		であった d：運用は不適切であった (指標＝毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施) 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。	払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。	運用した。また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ、有価証券による効率的な運用を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし		
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
<p>(資金の保有状況等)</p> <p>畜産関係の資金として、調整資金及び畜産業振興資金（関連法人等に対する出資金見合等を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金を保有しているが、これらの資金については、国庫等から受け入れた事業財源であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。</p> <p>(破産更生債権等の管理状況等)</p> <p>旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を承継したところであるが、うち1者は平成19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権（0.9億円）を償却済。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、平成25年9月に破産が確定した。連帯保証人についても平成27年3月及び5月に自己破産が確定し、債権回収が不可能となったことから、平成27年6月に求償権を償却（1.8億円）し、平成27年6月30日をもって債務保証勘定を廃止した。また、同年11月2日に残余財産（4億円）について国庫納付を行った。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな債務保証は行っていない。</p> <p>(関連会社等に対する出資)</p> <p>関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。</p> <p>これら関連会社等については、毎年度、全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。（この内、よつ葉乳業(株)への出資については、平成29年3月に回収した。）</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。</p> <p>(関連会社等との契約の状況)</p> <p>関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、用途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、平成25～29年度に借入の必要はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	評定	—	
					各事業年度の評価結果		
					25年度 26年度 27年度 28年度	— — — —	

			借入金 b：借入に至った理由等は適切であった d：借入に至った理由等は不適切であった				
						<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金については、点数化した数値の割合が基準となる数値の 90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%）</p> <p>・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組みを行っている。</p> <p><今後の課題></p> <p>・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成22年10月以降、制度関係者による</p>	

	<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p>	<p>○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 b：借入に至った理由等は適切であった d：借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成 25～29 年度における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】 25 年度：202 億円</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 砂糖勘定の短期借入金における、各年度の借入に至った理由等は適切である。 また、毎年度、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図っている。 以上のことから、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>共同した取組等が実施されており、平成 25 年度から平成 27 年度においては漸減してきたが、平成 28 年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及びさとうきびの増産による国内産糖価格調整事業の支出の増加により 33 億円の当期損失が生じている。この結果、平成 24 年度末の繰越欠損金 304 億円は、平成 28 年度末には 254 億円と減少しているが、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後もこうした取組を継続する必要がある。</p>									
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	a	b	b	b	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
a	b	b	b											

			<p>26年度：195億円 27年度：152億円 28年度：226億円 29年度：215億円</p> <p>砂糖勘定における短期借入金の金利については、毎年度、入札を実施した結果、下記の通りとなった。</p> <p>【砂糖勘定における短期借入金の金利】 25年度：0.114% 26年度：0.110% 27年度：0.102% 28年度：0.015% 29年度：0.007%</p>											
	<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 b：借入に至った理由等は適切であった d：借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、平成25～29年度の期間において借入の必要はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <p>－</p>									
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	－	－	－	－	
25年度	26年度	27年度	28年度											
－	－	－	－											

4. その他参考情報

(砂糖勘定(調整金収支)の繰越欠損金)

繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

平成 28～29 年度において、調整金等収入が交付金等支出を下回ったものの、平成 25～27 年度においては、調整金等収入が交付金等支出を上回ったことから、平成 24 年度末に 304 億円あった繰越欠損金は、平成 29 年度末には 263 億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 4 平成28年度までに、所有する職員宿舍を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			見込評価 評定 B	期間実績評価
					<評定に至った理由> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。 小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4	

					<p>評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%）</p> <p>・中期計画において対象とされている畜産業振興事業に係る返還金・不用額等については、毎年度、適切に国庫への納付が実施されている。</p>									
	<p>緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。</p>	<p>○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b：計画どおりに実施された d：計画どおりに実施できなかった</p>	<p><主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の不要となる資金については、毎年度、国庫納付を行った。 （各年度における国庫納付額） 25年度：1,109百万円 26年度：1,085百万円 27年度：973百万円 28年度：848百万円 29年度：601百万円</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、国からの納入告知に基づき、金銭による納付を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
a	b	b	b											
					<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 小項目の実績評価の回数：3 評価bの小項目数：3×2点＝6点 評価cの小項目数：0×1点＝0点</p>									

					<p>評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 6点（6／6＝100%）</p> <p>・平成23年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等については、中期計画どおり国庫納付が適切に行われている。</p>	
	<p>平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b：適切に対応した d：適切に対応しなかった</p>	<p><主要な業務実績> 平成23年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業および原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施に伴う返還金・不用額等について、国庫納付を行った。 (26年度以降における国庫納付額) 26年度：79,088百万円 27年度：4,075百万円 28年度：357百万円 29年度：108百万円</p>	<p><評定と根拠> 評定b 平成26年度以降、国からの納入告知に基づき、金銭による納付を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 26年度 27年度 28年度 b b b</p>	
					<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評定はBとした。</p>	

					<p>小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：2 評価bの小項目数：2×2点＝4点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 4点（4／4＝100%）</p> <p>・該当する事業の返還金等について、国からの納入告知に基づき、適切に実施されている。</p>	
	<p>緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、平成27年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>○3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭の納付 b：適切に対応した d：適切に対応しなかった</p>	<p><主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、国庫納付を行った。 （27年度以降における国庫納付額） 27年度：13,816百万円 28年度：7,594百万円 29年度：5,517百万円</p>	<p><評定と根拠> 評定b 平成27年度以降、国からの納入告知に基づき、金銭による納付を行っており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 27年度 28年度 b b</p>	
					<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、中期計画</p>	

					<p>どおり業務が実施されたことから、評価はBとした。</p> <p>小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：3) 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・職員宿舍の売却については、平成27年度末に完了したため、農林水産省と協議のうえ、国からの納入告知に基づき、平成28年10月、主務大臣が定める基準により算定した金額(36百万円)が国庫納付されている。</p>									
	<p>また、平成28年度までに、所有する職員宿舍を2戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>	<p>○4 平成28年度までに、所有する職員宿舍を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 b：計画どおりに実施された d：計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p><主要な業務実績> 職員宿舍の売却については、平成27年度中に、売却に係る一般競争入札の実施、売却を終了し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額36百万円を28年10月14日に国庫へ納付した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 職員宿舍の売却に伴う国庫納付については、平成28年度までの納付が完了しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>b</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	－	－	－	b	
25年度	26年度	27年度	28年度											
－	－	－	b											

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<主要な業務実績> 実績なし	<評価と根拠> 評価—	評価	—	
					各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 — — — —		

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	見込評価	期間実績評価
	—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) b：得られた成果は十分であった c：得られた成果はやや不十分であった d：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、	<主要な業務実績> 毎年度、研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てることのできる剰余金はなかった。	<評価と根拠> 評価— <課題と対応> 特になし	評価 —	—
						各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 — — — —	

		<p>中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>(中期計画に定めた余剰金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	見込評価		期間実績評価
第5 その他業務運営に関する重要事項 －	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画 －	－	－	評価	－	
1 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			評価	B	
					<評価に至った理由> 職員の人事に関する計画については、点数化した数値の割合が基準となる数値の90%以上である。また、これまでの実績から中期計画どおり業務が実施されると見込まれることから、評価はBとした。 小項目の数：5 小項目の実績評価の回数：20		

<p>中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。</p> <p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。</p> <p>なお、調査情報部の調査役については、役</p>	<p>(1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p> <p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の</p>	<p>◇(1)職員の人事に関する方針</p> <p>① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施 （指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等） b：方針どおり順調に実施された c：概ね方針どおり順調に実施された d：方針どおり実施できなかった</p> <p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、職員を適正に配置するため、職員の勤務時間等を毎月把握するとともに、人事評価制度、管理職ポストオフ制度を実施した。</p> <p>また、平成25～28年度の各年度において5人の新規採用及び平成28年度に5人の中途採用を行い、平成29年度においては10人の新規採用及び2人の中途採用を行った。</p> <p><主要な業務実績> 調査情報部の調査役については、毎年</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を着実に実施しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 毎年度、調査情報</p>	<p>評価bの小項目数：20×2点＝40点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 40点（40/40＝100%）</p> <p>・職員の人事に関する計画については、毎年度、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されているほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。</p> <p>・また、職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修については、年間を通じて計画的に十分実施されている。</p> <p>・なお、調査情報部の調査役については、平成25年度に平成24年度末の5名から2名を削減する見直しが行われている。</p>								
					<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	a	b	b	b
25年度	26年度	27年度	28年度										
a	b	b	b										
25年度	26年度	27年度	28年度										

割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。	見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。	b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	度、期首に、管理職としての業務内容や業務量について検討した。 平成 25 年度においては、平成 24 年度期末の 5 名から 2 名削減し、3 名とする見直しを行った。	部の調査役について役割分担等を検討しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	a b b b	
		(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。 〔参考 1〕 前期中期目標期間の期末（平成 24 年度）の常勤職員数 234 人 期初の常勤職員数の見込み 234 人 期末の常勤職員数の見込み 234 人 〔参考 2〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818 百万円	◇(2) 人員に関する指標 （指標 = 常勤職員数、人件費総額） b : 計画どおり順調に実施された c : 概ね計画どおり順調に実施された d : 計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）	<主要な業務実績> 毎年度、期末の常勤職員数は、234 人を上回らなかった。 （各年度末の常勤職員数） 25 年度 : 211 人 26 年度 : 208 人 27 年度 : 206 人 28 年度 : 214 人 29 年度 : 220 人	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、常勤職員数については、234 人を上回っていないことを確認しており、中期計画通り実施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 a b b b
割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。	見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。	(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のおり研修を行う。 ① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初	(3) 業務運営能力等の向上	<主要な業務実績> 毎年度、階層別の研修を実施した。初	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、階層別に	
		① 階層別研修の実施 b : 取り組みは十			各事業年度の評価結果 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	

	<p>任者、一般職員、管理職)を実施する。</p>	<p>分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>任者に対しては、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、ビジネスマナー研修に参加させるとともに、初任者現地研修等を実施した。一般職員に対しては、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に、係長研修等に参加させたほか農村派遣研修、行政実務研修等を実施した。</p> <p>この他、管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に、管理職研修等に参加させた。</p>	<p>求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>a b b b</p>	
	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>② 専門別研修の実施 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、職員の専門能力を養成するため、会計関連研修として、会計事務職員研修、広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修、監査関連研修として、内部監査研修に職員を</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎年度、職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を実施しており、中期計画通り実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b</p>	

				参加させた。 また、上記の他、 語学向上研修、中央 畜産技術研修等に職 員を参加させたほ か、海外派遣研修、 食肉基礎研修等を併 せて実施した。			
一	3 積立金の処分 に関する事項	○ 3 前期中期 目標期間繰越積 立金の処分			<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 前期中期目標期間繰越積立金の処分について は、点数化した数値の割合が基準となる数値の 90%以上である。また、これまでの実績から中 期計画どおり業務が実施されると見込まれるこ とから、評価はBとした。</p> <p>小項目の数：1 小項目の実績評価の回数：4 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%）</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金については、毎年 度、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理 されている。</p>		
	畜産勘定、でん 粉勘定及び補給金 等勘定の前期中期 目標期間繰越積立 金は、それぞれ独 立行政法人農畜産 業振興機構法附則 第8条第1項に規 定する業務、同法 第10条第5号ニ及 びホに規定する業 務並びに加工原料 乳生産者補給金等 暫定措置法の第3	b：積立金を充て た理由等は適切 であった d：積立金を充て た理由等は不適 切であった	<主要な業務実績> (畜産勘定) 毎年度、畜産勘定 の前期中期目標期間繰 越積立金は、旧農畜 産業振興事業団より 承継した株式会社へ の出資の持分とし て、機構法附則第8 条第1項に基づき管 理している。 (でん粉勘定) 毎年度、でん粉勘	<評価と根拠> 評価b 前期中期目標期間 繰越積立金は、畜産 勘定、でん粉勘定及 び補給金等勘定に おいてそれぞれ適 切に管理されてお り、中期計画通り実 施した。 <課題と対応> 特になし	各事業年度の評価結果 25年度 26年度 27年度 28年度 a b b b		

	<p>条第1項に規定する業務に充てることとする。</p>		<p>定の前中期目標期間繰越積立金は、機構法第10条第5号二及びホに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p> <p>(補給金等勘定) 補給金等勘定の前中期目標期間繰越積立金は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>			
--	------------------------------	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>